

○『福利厚生倶楽部』加入に関する Q&A

No	Q	A
1	加入募集となる教職員の勤務時間等について、条件はありますか？	加入募集となる教職員の勤務時間等についての条件は特にありません。パートタイム勤務の方なども加入していただくことが可能です。
2	有期雇用教職員でも加入することは可能ですか？	有期雇用教職員についても、加入していただくことが可能です。 ただし、契約期間にかかわらず、加入希望者については、令和5年4月の給与において、一律に1年分の会費を一括徴収しますので、ご注意ください。(年度途中で契約期間満了により退職となった場合はその時点で退会となり、退会以降の期間分の会費は還付されます。)
3	休職・休業中の会費について、免除はありますか？	休職・休業中についても、サービスを利用していただくことが可能となっており、会費の免除はありません。
4	休職・休業中で令和5年4月の給与支給がない場合、会費の徴収はどうなりますか？	令和5年4月の給与で会費の一括徴収ができない場合は、別途振込により会費の徴収を行います。
5	月途中での退職となった場合、当該退職となった月の会費は日割りで還付されますか？	月途中での退職の場合、退職となった月の翌月からの退会となりますので、当該退職となった月の会費は日割りとはなりません。 当該退職となった月については、会員資格を有していますので、サービスの利用が可能です。 なお、急な退職により、毎月の会員資格の更新締切に間に合わない場合は、退職となった月の翌々月からの退会となる場合があります。